

平成 31 年 4 月 23 日 開会
平成 31 年 4 月 23 日 閉会
(臨時第 3 回)

大山町議会同議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 83 号

平成 31 年第 3 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 31 年 4 月 19 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 平成 31 年 4 月 23 日（火） 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例等の一部を改正する条例)
 - 議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町介護保険条例の一部を改正する条例)
 - 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 2 号))
 - 議案第 58 号 新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第 59 号 平成 31 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 議案第 60 号 教育委員会委員の任命について
常任委員会委員の選任について
議会運営委員会委員の選任について
議員派遣について

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富 三 郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 31 年 4 月 23 日（火）午前 9 時 30 分

議 事 日 程

平成 31 年 4 月 23 日（火）午前 9 時 30 分 開会（開議）

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号））

日程第 7 議案第 58 号 新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 59 号 教育委員会委員の任命について

日程第 9 議員派遣について

日程第 10 常任委員会委員の選任について

日程第 11 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について

日程第 12 議会運営委員会委員の選任について

日程第 13 議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 森 本 貴 之 2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明 (午前 9 時 33 分出席)
4 番 加 藤 紀 之 5 番 大 原 広 巳
6 番 大 杖 正 彦 7 番 米 本 隆 記
8 番 大 森 正 治 9 番 野 口 昌 作
1 0 番 近 藤 大 介 1 1 番 西 尾 寿 博
1 2 番 吉 原 美 智 恵 1 3 番 岡 田 聰
1 4 番 野 口 俊 明 1 5 番 西 山 富 三 郎
1 6 番 杉 谷 洋 一

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 生 田 貴 史

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 小 谷 章 教育次長…………… 佐 藤 康 隆
総務課長 …………… 山 岡 浩 義 幼児・学校教育課長 …… 森 田 典 子
財務課長 …………… 金 田 茂 之 税務課長…………… 二 宮 寿 博
福祉介護課長 …………… 進 野 美 穂 子 観光課長 …………… 徳 永 貴

午前 9 時 30 分開会

○議長(杉谷 洋一君) おはようございます。

開会前に、議員の皆さんと執行部の皆さんに申し上げます。例年、クールビズへの取り組みが行われているところですが、本町議会におきましては、5月1日から10月31日まで、上着・ネクタイの着用は、本人の自由といたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○局長(持田 隆昌君) 互礼を行いますので、皆さんご起立ください。一同 礼。
ご着席ください。

開会・開議・議事日程

○議長(杉谷 洋一君) ただいまの出席議員は、15人です。

ただいまの出席議員は、15人です。定足数に達していますので、平成31年第3回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 野口 昌作議員、12番 吉原 美智恵議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日、1日限りに決定しました。

（3番 門脇 輝明議員 午前9時33分入室）

日程第3 議案第54号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（大山町 税条例等の一部を改正する条例）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第54号 専決処分をいたしました大山町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、早急に大山町税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容といたしましては、個人住民税の寄附金控除の見直し、軽自動車税の税率の特例の適用期間の延長など所要の改正を行うものであります。

なお附則では、これらの改正各号の施行期日、並びに経過措置等について定めております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（杉谷 洋一君） 15 番、西山議員。

○議員（15 番 西山 富三郎君） ただいまご説明がありましたが、第 179 条の第 1 項には、3 つのしめしている項目があります。一つは成立しない。議会が成立しない。2 つ目が議会を招集することがない。3 つ目には議決すべき事件があるんですが、町長の説明ではとにかく国のほうから法令や施行令をしたのでということですが、やっぱりそれは例えば招集する暇がないし、云々というふうなこと、もう少し詳しく説明されたほうがいいのじゃないかと思いますが、どうですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えをいたします。専決処分に関しましては、このような税条例の関係は毎年度、国の法改正等にもなっているものでありますので、表現がちょっと適切か分かりませんが、例年どおりの手続きに則って行っております。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 分かりましたけれども、それでは 179 条の第 1 項の 1、2、3 をみんな議員は知っているという認識で提案しているということになりますね。それで、細かいことを聞きますけれども、このたびは、平成 31 年の第 3 回の臨時会ですね、第 3 回としているのは通年の 1 月 2 月 3 月から 12 月までの第 3 回目に当たると理解しているわけですけど、そういう役場側は文書を、基準を書いたものがあるんですか。

そうしますと議案の第 54 号も今年に始まってから、議案が 54 号を出されたということになりますね。そのような基準といいますか、役場側は通年にしましたよという規則であるのか、基準であるのか、それを教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えをします。西山議員ご指摘のとおりです。議会の開催回数及び議案に関しましては、年度ではなくて暦の年で今までもずっと行っているところであります。

〔「いやいや議長、書類みたいなものがあるのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員、質問だったら立ってください。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 3 回目になりかけておりますので。

○議長（杉谷 洋一君） 最後です。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 分かってます。通年でもいいし、会計年度でもいい

ということは法律に書いてありますけれど、大山町は通年にしているわけですね。それを役場側では規則か基準かなんか知りませんが、そういうものがあるんですかと聞いているわけです。

〔「議案の内容とあんまり関係ないですね」「関係ないことない」呼ぶ者あり〕

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。地方自治体の議会における開催の回数等々によります定めは、地方自治法第 102 条に定めがありますので、その法律に則って行っているところであります。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。質疑なしでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 54 号 を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに 賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号は、承認することに決定しました。

日程第 4 議案第 55 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 4、議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 55 号 専決処分をいたしました大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、早急に大山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるもの等であ

ります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） お尋ねしたいと思います。この国民保険税条例は、30年3月31日、そして30年9月7日にそれぞれ改正をされておりますけれども、そして今回3月31日、31年3月31日付けで改正をされたわけですけれども、記載内容がちょっと錯綜しているというふうに私が思ってる部分がありますので、第2条第2項の今活きている条文を正確にお答えいただけますか。お願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えします。

○税務課長（二宮 寿博君） 議長、税務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 二宮税務課長。

○税務課長（二宮 寿博君） 第2条第2項前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が、失礼しました。あの3月31日現在のものでよろしいでしょうか。(「いえ、最終的にどうなのかと。3月31日もうこれ決済されたわけですよ」と呼ぶ者あり)

○税務課長（二宮 寿博君） はい、申し訳ありません。基に戻します。

第2条第2項前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超えている場合においては、基礎課税額は、61万円とする。(国民健康保険税の減額)第26条、そこまででよろしいですか。すみません。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 今回承認を求められた条例改正の改正後の欄のところに載ってる記載の中には、第2項として前項第1号というふうに言われましたけれども、1号は入っておりません。そしてその後、所得割額及び資産割額と書いてありますけども、この資産割額はないということで理解をしてよろしいですね。

○税務課長（二宮 寿博君） 議長、税務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 二宮税務課長。

○税務課長（二宮 寿博君） はい、そのとおりでございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか、門脇議員。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第55号 を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに 賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 55号は、承認することに決定しました。

日程第 5 議案第 56 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 5、議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀 君） 議案第 56 号 専決処分をいたしました大山町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、早急に大山町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、平成 31 年 10 月から消費税率が引き上げられることに伴い、低所得者の保険料軽減を強化し、介護保険料第 1 段階から第 3 段階の保険料額を変更するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 第 56 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 56 号は、承認することに決定しました。

日程第 6 議案第 57 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 6、議案 第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号））を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 57 号 専決処分をいたしました平成 30 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山スキー場の今シーズンの決算見込みによる歳入予算の不足を調整するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

本補正は、歳入歳出予算の総額は、既定予算のままです。

補正内容、歳入についてご説明いたします。

第 10 款繰入金の基金繰入金を 113 万 6,000 円増額しております。第 20 款諸収入の雑入を 113 万 6,000 円減額しております。これは、だいせんホワイトリゾート中の原エリアの営業実績見込みなどの状況により指定管理納付金の減少が避けられないことから、歳入予算の不足分を調整するため基金の取り崩しを行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号は、承認することに決定しました。

日程第 7 議案第 58 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 7、 議案 第 58 号 新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 58 号 新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の制定に伴い、本年 5 月 1 日に予定されている改元に大山町条例を対応させるため制定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号 を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり 決定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 58 号は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 59 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 8、 議案第 59 号 教育委員会委員の任命についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 59 号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 24 年 4 月 1 日から大山町教育委員会委員としてご活躍いただきました林原浩子さんの辞職に伴いまして、残りの在任期間について、大山町大山 18 番地 兜山洋美さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項および第 5 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

兜山さんは、旅館業のかたわら 3 人のお子さんを養育しておられ、平成 18 年度に大山保育所の愛育会長を務められて以降、大山小学校 P T A の人権教育推進委員長や副会長を歴任されるなど、教育に高い関心を持たれ、熱心に活動してこられました。

人格・見識とも適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。
なお、任期は平成 31 年 4 月 23 日から平成 32 年 3 月 31 日までであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 第59号 を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり 同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 59 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 9 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 9 、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布していますとおり、5 月 20 日～21 日に、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される、市町村議会議員研修に、大杖正彦議員を派遣するものです。

お諮りします、議員派遣することに ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議員のみなさんにお知らせいたします。

以下の日程は、議会関係の案件であるため、執行部のみなさんは、ここで退場されますので、しばらくお待ちください。

ここで暫時 休憩します。

午前 9 時 57 分休憩

午前 9 時 58 分再開

日程第 10 常任委員会委員の選任について

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第 10、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

総務常任委員に、吉原美智恵議員、西尾寿博議員、野口昌作議員、加藤紀之議員、森本貴之議員、以上5人を、教育民生常任委員に、野口俊明議員、岡田 聡議員、大森正治議員、大原広巳議員、池田幸恵議員、杉谷 洋一、以上6人を、経済建設常任委員に、西山富三郎議員、近藤大介議員、米本隆記議員、大杖正彦議員、門脇輝明議員以上5人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会 委員は、ただいま指名したとおり、それぞれ選任することに決定しました。

なお、選任されました委員の任期は、平成31年4月27日からといたします。

これから休憩を取りますので、それぞれ委員会を開いて 委員長・副委員長を互選してください。しばらく休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時04分再開

日程第11 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第11、常任委員長・副委員長の互選結果の報告をします。

休憩中に開催されましたそれぞれの委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。

その結果、総務常任委員長に、加藤紀之議員、副委員長に、森本貴之議員、教育民生常任委員長に、大原広巳議員、副委員長に、池田幸恵議員、経済建設常任委員長に、近藤 大介議員、副委員長に、門脇輝明議員が、それぞれ選任されました。以上で結果報告を終わります。

日程第12 議会運営委員会委員の選任について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第13、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が、会議にはかって指名することになっていますが、これから休憩を取りますので、議員全員で協議していただき、それによって 指名したいと思います。

しばらく休憩します。

午前10時05分休憩

午前 10 時 09 分再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。議会運営委員の指名をします。

お諮りします。議会運営委員に近藤 大介議員、大森 正治議員、大杖 正彦議員、大原 広巳議員、加藤 紀之議員、以上 5 人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これから休憩を取りますので、議会運営委員会を開催して、委員長・副委員長を互選してください。しばらく休憩します。

午前 10 時 10 分休憩

午前 10 時 11 分再開

日程第 13 議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第 14、議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告をします。

休憩中に開催されました 議会運営委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。

その結果、議会運営委員長に、大杖正彦議員、委員長に加藤紀之議員が、選任されました。以上で結果報告を終わります。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は 全部終了しました。会議を閉じます。

平成 31 年第 3 回大山町議会 臨時会を 閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席。

午前 10 時 13 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 野口 昌作

署名議員 吉原 美智恵